資料⑤

令和５年度阪南市人権擁護に関する審議会意見と取組状況

意　見　主　旨
１.阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について ①施策評価について ・担当課評価基準評価基準についての規定や、進捗管理について前年度との比較を記載されたい。 ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止」のために実行できなかった活動については、工夫して取り組むこと。 **２.阪南市人権行政施策について** ①障害者差別解消法は企業や店舗などの事業者や行政機関等が障害のある人に対して「不当な差別的扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うこととした法律で、令和６年４月１日から民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされる。 　障害者差別解消法は障害の「社会モデル※」の解消を目的にしている。障害の「社会モデル」の解消は、高齢者、生活困窮者、子育て妊婦などすべての配慮が必要な人たちに対しても該当する。法改正に伴う事業者に対する合理的配慮の義務の周知広報や相談窓口の主担課を明確にし、取り組むこと。 　※障害の「社会モデル」とは、本人の医学的な心身の機能の障害を指すもの（これを「医学モデル」という。）ではなく、社会における様々な障壁（施設設備の不備や制度上の規制、文化情報の無理解、人々の偏見など、これを「社会的障壁」という。）によって生じるものとする考え方。 ②阪南市人権施策推進基本計画推進のため進捗管理に取り組みに意義がある。人権行政推進委員会、人権行政本部会議等の人権行政を推進する庁内体制を評価している。「差別事象対応マニュアル」は他市町村にない取り組みで、様々な人権課題に対応するよう改正作業を進めるとともに、実際にマニュアルが発動された事案など情報共有し、人権行政推進に努められたい。